

公 示

「災害等発生時における応急対策業務に関する協定(関西・吉野川支社管内)」締結の公募について
(協定締結説明書を兼ねる)

標記について、協定締結事業者を公募いたしますので、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）と協定締結を希望される方は、下記により申請してください。
なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので入札は行いません。

令和5年1月23日

独立行政法人水資源機構
理事長 金 尾 健 司

1. 協定の概要

- (1) 協 定 名：災害等発生時における応急対策業務に関する協定(関西・吉野川支社管内)
- (2) 目 的：本協定は、災害等（地震・豪雨等異常な自然現象、大規模な事故災害及び長期間にわたる異常渇水、その他関連した応急対策が必要な事象）発生時に機構が所有している機材を応急対策業務実施先へ輸送・設置・運転操作等することにより、被害の拡大防止と早期復旧等に資することを目的とする。
- (3) 作業内容：災害等発生時に機構が所有する機材の輸送・設置・運転操作等を行う。
(詳細は別紙1参照)
- (4) 協 定 書：別紙2のとおり。
- (5) 有効期限：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで。
- (6) 実施範囲：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県とする。ただし、必要に応じて、協議のうえ当該実施範囲を拡大できるものとする。なお、災害等発生時における応急対策業務は、機構が協定締結者に要請し、受諾された場合に実施されるものであり、実施時には別途契約を締結するものとする。
- (7) 機構が所有する配備機材：

A) クレーン付トラック（ポンプパッケージ積込み車両）

車両等の種類	車両の主な諸元	管理事務所
クレーン付きトラック (8t車ベース、 2.9t吊り)	全長：7.73m 全幅：2.25m 全高：3.0m 車両総重量：7.96t 最大積載重量：2.75t 乗車定員：2名	香川県仲多度郡琴平町榎井891-2 香川用水管理所

B) ポンプ車

車両等の種類	車両の主な諸元	管理事務所
30m ³ /mポンプ車 (8t車ベース)	全長：7.57m 全幅：2.28m 全高：2.71m 車両総重量：7.82t 乗車定員：2名	香川県仲多度郡琴平町榎井891-2 香川用水管理所

- (8) 総合評価における加点：
本協定締結者は、機構が実施する総合評価落札方式の工事発注の競争入札に参加した場合、企業の社会性信頼性における「地域貢献度（災害協定）」で加算評価するものとする。

2. 応募参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 機構が発注した工事の請負契約において、本公示の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (E) 正当な理由なくして契約を履行しなかった事実
 - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
 - ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていた者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 機構における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事、機械設備工事又は電気工事のいずれかの認定を受けていること。機構が発注した工事のうち、令和2年1月1日から令和3年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合は、工事成績評定表の評定点の年平均が2年連続で65点未満でないこと。
 1. (3) 作業内容の対応可能な者であること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 警察 当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 協定締結者の決定方法

協定締結は2. に掲げる参加資格を満たしている者で行う。

4. 応募資料の担当窓口

- (1) 担当窓口
〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2（ランド・アクシス・タワー内）
独立行政法人水資源機構 危機管理監付（担当：黒岩、村上、表）
TEL 048-600-6543 FAX 048-600-6570
本件に係る問い合わせは、9時30分～17時00分（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

5. 協定参加資格の確認等

- (1) 協定参加申請書の作成
協定の締結を希望される者は、下記資料を作成し提出するものとする。
 - ① 協定参加申請書（別記様式）
- (2) 協定参加申請書の提出
協定参加申請書の提出は、以下のとおり提出するものとする。
 - ① 提出方法：書面は持参、郵送又はファクシミリにより提出するものとする。
 - ② 受付期間：令和5年1月23日（月）から令和5年2月13日（月）まで。
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分～17時00分。
 - ③ 提出先：4. に同じ。

6. 協定締結者等への通知

(1) 通知方法

選定結果は受付期間の末日から令和5年3月31日までに、郵送により書面をもって通知する。

7. 非選定理由に関する事項

(1) 非選定の通知を受けた者は、通知したその日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により水資源機構理事長に対して非選定理由の説明を求めることができる。

(2) (1)の書面の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：4.に同じ。

・受付時間：9時30分から17時00分まで。

(3) (1)の書面は郵送するものとし、他の方法によるものは受け付けない。

(4) 水資源機構理事長は、(1)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

8. 実施上の留意事項

(1) 協定参加申請書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された協定参加申請書は、本協定の参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 機構の都合により、6.及び7.の通知を延期する場合がある。この場合には、協定参加申請書を提出した者に対し、事前に連絡するものとする。

(4) 協定参加申請書に虚偽の記載をした者は、参加資格確認の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする場合がある。

(5) 提出期限日以降の協定参加申請書の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 提出された協定参加申請書は、返却しない。

(7) 本協定の公募に係る資料は、応募するための協定参加申請書以外の目的で使用しないこと。

9. 協定締結事業者の随時受付について

5. (2) 協定参加申請書の提出②受付期間以降は、以下の予定で協定締結の公募受付を行うものとし、公募内容の詳細は、水資源機構のホームページへ掲載を予定している。

①受付期間	令和5年8月1日～8月31日(予定)	協定締結日	令和5年9月30日(予定)
②受付期間	令和6年2月1日～2月29日(予定)	協定締結日	令和6年3月31日(予定)
③受付期間	令和6年8月1日～8月31日(予定)	協定締結日	令和6年9月30日(予定)

【1. (3) 作業内容関連】

- A) クレーン付トラック (ポンプパッケージ積込み車両)
B) ポンプ車

A)	B)	作 業 内 容	必要資格※		
			大型 自動	玉掛 け等	電気 工事
○	○	①配備事務所に資機材を取りに行く			
○		②ポンプパッケージ又は可搬式浄水装置の積込み		○	
○	○	③応急対策業務実施先までの運転・運搬作業	○		
○	○	④応急対策業務実施先での設置			
○		・ポンプパッケージ又は可搬式浄水装置の荷下ろし		○	
○	○	・接地用電極(アース)接続			○
○	○	・ポンプ・ホース等 (備品) の荷下ろし			
○	○	・ポンプ・ホース等の接続設置 (係留ロープ・フロートの取付等含む)			
○	○	・ホース・吐出口の固定 (養生)			
○	○	・ケーブル接続			○
○	○	・ポンプ投入			
○	○	・発動発電機の始動・停止 (試運転・動作確認)			
○	○	・ポンプ運転・停止 (始動運転)			
○	○	・職員の指示に基づく稼働・停止			
○	○	⑤撤去作業			
○	○	・アース、ケーブル等撤去			○
○		・ポンプパッケージ又は可搬式浄水装置の積込み		○	
○	○	・ポンプ・ホース等 (備品) 積込み			
○	○	⑥配備事務所までの運転又は運搬作業	○		

※. 必要資格

大型自動：大型自動車運転免許
玉掛け等：玉掛け及び小型移動式クレーン
電気工事：電気工事士 (第2種以上)

※. 作業内容は必ずしも、上記項目を全て実施する訳ではなく、状況に応じて依頼するものである。

(別記様式)

協 定 参 加 申 請 書

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構
理事長 金尾 健司 様

住所 〒000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
商号又は名称 〇〇〇〇株式会社
代表者名 役職名 〇〇 〇〇 印 ※1

令和5年1月23日付けで公示のありました「災害等発生時における応急対策業務に関する協定（関西・吉野川支社管内）」に締結したく申請します。

なお、同公示「2. 応募参加資格」を満たしていることを誓約します。

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
_____ 担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先1：
_____ 連絡先2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、**押印は不要**です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載。

災害等発生時における応急対策業務に関する協定（関西・吉野川支社管内）（案）

独立行政法人水資源機構理事長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（代表者）（以下「乙」という。）とは、災害等発生時における応急対策業務（以下「災害応急対策業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害等（地震・豪雨等異常な自然現象、大規模な事故災害又は長期間にわたる異常渇水、その他関連した応急対策が必要な事象）発生時に独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が所有している機材を災害応急対策業務実施先へ輸送・設置・運転操作等することにより、被害の拡大防止と、早期復旧等に資することを目的とする。

（業務内容及び実施範囲）

第2条 甲が乙に対し実施を要請する災害応急対策業務は、甲が災害等発生時に機構が所有する機材の輸送・設置・運転操作等を行うものとする。

2 甲が乙に協力を要請する災害応急対策業務の実施範囲は、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県とする。

3 甲は、災害の拡大防止及び早期復旧のために、前各項で定める業務内容又は実施範囲を拡大することができる。この場合、甲は乙に協議をし、その同意を得なければならない。

（業務の要請）

第3条 甲は、乙に対して前条に基づく災害応急対策業務について実施を要請する場合は、被害の状況、実施場所、実施内容、実施期間及びその他必要な事項を記載した書面（別記様式第1）により通知するものとする。

2 急を要すると認めるときは、甲は前項の規定にかかわらず、電話その他の方法により、乙に要請を行うことができる。この場合において、甲は、乙に対して前項に定める書面（別記様式第1）を速やかに提出するものとする。

（契約の締結）

第4条 甲は、乙に対し前条に基づく災害応急対策業務の実施を要請し、乙は受諾した場合、書面（別記様式第2）を速やかに甲へ提出し、別途甲及び乙双方で契約を締結するものとする。

（連絡先名簿及び連絡体制表）

第5条 甲及び乙は、連絡先名簿及び連絡体制表を作成し、甲及び乙双方が確認するものとする。また、変更が生じた場合においても同様とする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い、甲及び乙いずれの責にも帰さない理由により第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は乙の雇用する労働者等に損害が生じたときには、乙はその事実の発生後遅滞なく書面により甲に報告し、その処置については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 乙は業務の実施に伴い、乙の責に帰する理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は乙の雇用する労働者等に損害が生じたときには、乙がこれを負担するものとする。ただし、甲の責に帰する理由により損害が生じたときには、甲がこれを負担するものとする。

(訓練・研修)

第7条 甲は、業務遂行上必要と認める訓練・研修等に関し、乙の参加を要請することができるものとする。なお、参加の可否については乙の判断によるものとし、参加に伴う費用は乙が負担するものとする。

(本協定の有効期限)

第8条 本協定の有効期限は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(協定の解約)

第9条 本協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、甲及び乙双方が書面をもって協議のうえ解約することができる。

(協議)

第10条 本協定に定めがない事項又は本協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本協定書を2部作成し、甲及び乙がそれぞれ各1部を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲（住所）埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
（氏名）独立行政法人水資源機構
理事長 ○ ○ ○ ○

乙（住所）
（氏名）

別記様式第1（第3条関係）

文 書 番 号
年 月 日

協定締結者 殿

独立行政法人水資源機構
理事長 ○○○○

災害応急対策業務実施要請書

下記のとおり、災害等発生時における応急対策業務に関する協定第3条に基づき、災害応急対策業務の実施を要請します。

1. 被害状況

2. 応急対策業務

(1) 実施場所

(2) 実施内容

(3) 実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日（予定）

3. その他

別記様式第2（第4条関係）

年 月 日

独立行政法人水資源機構
理事長 殿

協定締結者

災害応急対策業務実施要請承諾書

年 月 日付け（文書番号）により要請のあった内容について承諾します。